

# 北空知衛生センター組合職員定数条例

昭和41年4月19日

組合条例第4号

改正	昭和42年	3月	8日	組合条例第1号	平成	7年	3月	28日	組合条例第2号
	昭和42年	10月	7日	組合条例第5号	平成	13年	12月	25日	組合条例第3号
	昭和43年	3月	5日	組合条例第4号	平成	17年	12月	26日	組合条例第2号
	昭和44年	12月	22日	組合条例第2号	平成	19年	3月	30日	組合条例第1号
	昭和47年	10月	11日	組合条例第3号	平成	30年	12月	25日	組合条例第3号
	昭和56年	3月	25日	組合条例第6号	令和	5年	12月	18日	組合条例第4号
	平成	5年	9月	30日	組合条例第5号				

## (定義)

第1条 この条例で「職員」とは、組合長の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員（臨時的任用の職員を除く）の職員をいう。

## (職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 組合長の事務部局の職員 6人
- (2) 議会の書記長、書記その他の職員 2人
- (3) 監査委員の書記長、書記その他の職員 2人
- (4) 公平委員会の書記長、書記その他の職員 1人

(昭42組合条例5、昭43組合条例4、昭44組合条例2、昭47組合条例3、昭56組合条例6、平5組合条例5、平7組合条例2、平13組合条例3、平17組合条例2、平19組合条例1・一部改正、平30組合条例3・一部改正、令5組合条例4・一部改正)

2 前項第2号から第4号の職員は、組合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

(昭44組合条例2、昭47組合条例3、昭56組合条例6・一部改正、平5組合条例5・全改、令5組合条例4・一部改正)

## (定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

- (1) 地方公務員法第28条第2項及び深川市の条例を準用する条例（昭和56年北空知衛生センター組合条例第7号）第2条において準用する深川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成14年深川市条例第9号）第2条の規定による休職者
- (2) 育児休業中の職員
- (3) 兼務者
- (4) 併任者

(令5組合条例4・追加)

2 前項第1号に掲げる職員が職務に復することにより前条の定数を超えるときは、その定数に欠員が生じるまでその職員を定数外とすることができる。

(令5組合条例4・追加)

## (委任)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44組合条例2・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年3月8日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年10月7日組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年10月1日から適用する。

附 則 (昭和43年3月5日組合条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年3月1日から適用する。

附 則 (昭和44年12月22日組合条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年10月11日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月25日組合条例第6号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月30日組合条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

附 則 (平成7年3月28日組合条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月25日組合条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日組合条例第2号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日組合条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日組合条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月18日組合条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。